



事例②債務者Bが平成23年1月1日に金20万を支払う

平成19年1月2日（当初の弁済期から10年）

事例①債務者B 平成18年1月1日に金20万を支払う

弁済期 平成9年1月1日

債権者Aは個人的（商売ではない）に債務者Bに平成8年1月1日に500万を貸し渡しCが連帯保証をしました。